

# 鳥取縣公報

## 條例

### ◇鳥取縣條例第四号

鳥取縣立中央病院設置に関する條例を次のように定める

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 鳥取縣立中央病院設置條例

第一條 公衆に対し医業をなすため鳥取市に鳥取縣立病院を設置する

第二條 病院の名称を鳥取縣立中央病院とする

第三條 病院に次の診療分科をおく

内科

小兒科

外科

皮膚泌尿科

昭和二十四年一月二十八日  
第千九百八十八号  
金 曜 日

本書ノ大キサハ規定價格A列

産婦人科

眼科

耳鼻いんこう科

齒科

第四條 この條例施行のため必要な事項は知事が別にこれを定める

附 則

この條例は昭和二十四年二月一日からこれを施行する

### ◇鳥取縣條例第五号

鳥取縣立中央病院使用料及び手数料徴收條例を次のように定める

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00753

鳥取縣立中央病院使用料及び手数料徴收條例

第一條 鳥取縣立中央病院において医療健康診断各種証明書の交付及びその施設を使用するものはこの條例の定めるところにより使用料及び手数料を納付しなければならない

第二條 前條の規定により納付する使用料及び手数料の金額は健康保険、船員保険及び国民健康保険組合の被保険者並びに政府職員共済組合教職員共済組合員に於ては昭和十八年厚生省告示第六十六号「健康保険及び船員保険の療養に要する費用並びに国民健康保険組合の事業を行う法人に請求すべき費用の額の算定方法」によつて算定した額としその他のものにあつてはこれに二割を加算した額以内において知事がこれを定める但し知事が別に定めたときはこれを減免することができ

第三條 前條の規定により納付した使用料及び手数料はかかる事由によつてもこれを還付しない

この條例は昭和二十四年二月一日からこれを施行する

鳥取縣訓令甲第三号

行 中 一 般  
各 各 所 長  
各 各 所 長  
各 各 所 長

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣訓令甲第三号

第一條 休息時間に關する規程

第二條 休息時間は午前十時から午前十五分まで及び午後三時から午後三時十五分までの各々十五分間とする。

第三條 休息時間は、前條の時間内に与えられなかつた場合においても、繰りこされることはない。

00754

第四條 勤務條件の特殊性により第二條の規定により難き場合は各所属長は知事の承認を経て休息時間につき別段の定をすることができ

第五條 この規程は公布の日から施行する。

告 示

鳥取縣告示第三十八号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 鳥取市吉方二一八番地 八鳥取燐寸工業株式会社 取締役 西原侃 治

一、建築物の位置 鳥取市吉方二一八番地

一、同 用途 軸木置場

一、同 構造 木造 セメント瓦葺 一階建 一棟

一、同 規模 建築面積 一九、八平方米

突出する部分 七、四角

一、許可條件

二、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負ふこと

鳥取縣告示第三十九号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 鳥取市吉方四七二
- 米 村 徳
- 一、建築物の位置 鳥取市吉方四七三番地
- 一、同 用途 和傘製造場
- 一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟
- 一、同 規模 建築面積 四六、七二平方米
- 突出する部分二八、八〇同

一、許可条件

- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする
- 一、前号の事業実施の場合には事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること
- 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること
- 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第四十号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字廣瀬町一七三六ノ二
- 小 椋 福 光
- 一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字廣瀬一七三六ノ二
- 一、同 用途 店舗併用住宅
- 一、同 構造 木造 枋葺 平家建 一棟
- 一、同 規模 建築面積 五五、八二平方米
- 突出する部分三四、四五同

一、許可条件

- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする
- 一、前号の事業実施の場合には事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

- 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合、十日以内に届出ること。
- 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第四十一号

東伯地方事務所管内において縣稅檢査章を次のように返納並びに交付した。

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分	番号	交付年月日	所属庁名	職名	氏名
縣稅檢査章	一九	昭和二十四年一月十二日返納	東伯郡倉吉町役場	書記	太田友行
同	一七五	同	同	書記補	坂田正敏
同	一〇六	同二十四年一月十九日返納	日野郡神奈川村役場	書記	井上孝夫
同	同	同	同	同	安江久夫

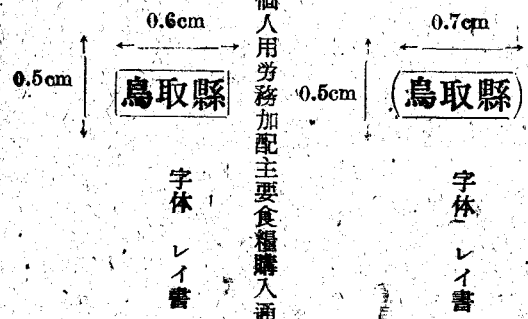
鳥取縣告示第四十二号

勞務加配主要食糧購入通帳の裏面の配給斤印欄に押捺する縣印を次のように定め昭和二十三年十二月一日からこれを適用する。

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、リンク用勞務加配主要食糧購入通帳に使用するもの



- 二、個人用勞務加配主要食糧購入通帳に使用するもの

00757

鳥取縣告示第四十三号

昭和二十三年十一月三十日鳥取縣告示第六百三十三号の勞務加配主要食糧購入通帳の裏面に押捺する配給庁印を工場事業場用勞務加配主要食糧購入通帳の裏面に押捺する配給庁印に改め昭和二十三年十二月一日からこれを適用する

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

教育委員會規則

教育委員會規則第五号

教育委員會法第五十三條の規定により鳥取縣教育委員會公聽會規則を次のように定める。

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣教育委員會

鳥取縣教育委員會公聽會規則

第二條 鳥取縣教育委員會は問題の調査のために公聽會を開くことができる。

第二條 委員長は公聽會の議事を整理し、秩序を保持する。

第三條 委員會は公聽會の日時、場所及び公聽會において意見を聴こうとする問題を公示する。

第四條 公聽會に出席して意見を述べようとする者は、文書を以て予めその理由及び問題に対する賛否を委員會に申出でなければならぬ。

第五條 公聽會において、その意見を聴こうとする利害關係者及び学識経験者等(参加人)は、予め申出た者及びその他の者の中から委員會においてこれを定め本人にその旨を通知する。

委員又は公務員も参加人となることを妨げない。

公聽會においては、賛成者と反対者との数及び時間は、これを公平に定めなければならない。

第六條 参加人が発言しようとするときは、委員長の許可を受けなければならない。

第七條 参加人の発言は、その意見を聴こうとする問題を

00758

の範囲を超えてはならない。

参加人の発言が前項の範囲を超え、又は参加人に不禮当な言動があつたときは、委員長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第八條 委員は参加人に質疑することができる。但し参加人が委員に質疑することはできない。

第九條 公聽會においては討論及び表決をすることはできない。

附 則

この規則は昭和二十四年一月二十五日からこれを適用する。

教育委員會告示

鳥取縣教育委員會告示第六号

昭和二十三年十一月一日附鳥取縣教育委員會告示第一号乃至第四号は、これを鳥取縣教育委員會規則第一号乃至第四号と訂正する。

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣教育委員會

鳥取縣教育委員會告示第七号

左の件を附議するため二月一日教育委員會を鳥取市に召集する。

昭和二十四年一月二十八日

鳥取縣教育委員會委員長 佐々木顯一

- 一、人事異動に関する件
- 一、その他

正 誤

昭和二十三年十一月十五日鳥取縣選挙管理委員會規則第八号中第一章の前に「衆議院議員選挙事務規程」を加える

昭和二十三年十一月十五日鳥取縣選挙管理委員會規則第九号中第一條の前に「衆議院議員臨時選挙運動規程」を加える

00759

昭和二十三年十一月十五日鳥取縣選舉管理委員會規則第八号、第九号中次のように正誤する。

頁行 誤 正

一 下一 契印を施し 契印をし

五上 九 予め 予じめ

同 一 開閉は拍子木 開閉は拍子木

八下 一 投票臨検の 投票点検の

一二 三 修正申告の 修正申立の

一五(第六号)衆議院議員選挙結果調 衆議院議員選挙投票結果調

一八(第七号)証明書 証明書

二二下 三 鳥取縣選挙管理委員会 鳥取縣の選挙管理委員会

二三上 八 立会演説会をしようとする 立会演説をしようとする

二四下 三 順序 順序

二六下 一五 委員会が定めた別記第二号 委員会が別記第二号

二七(八)臨時特例第九條第一項 臨時特例第九條第一項

昭和二十四年一月十八日鳥取縣公報第九百七十七号  
登載鳥取縣告示第二十五号鳥取縣治山事業施行規程中左の通り正誤する

二八 (備考) 自動車の欄 縦三二籽 横三二籽  
中寸法中 横二四籽 横三二籽  
同 (証明書) 裏面注意 使用には 使用中は

昭和二十四年一月十八日鳥取縣選舉管理委員會告示第一号中「同「八」を「同一、一八」(二頁八行)に、「6」を「7」(五頁九行)に訂正する。

昭和二十四年一月十八日鳥取縣選舉管理委員會告示第一号中同伯西支部の次に次の三件を加える。

6 同東伯支部

二、〇〇〇、〇〇 一門田 定藏 參議院 東伯郡上

一、〇〇〇、〇〇 一生田 虎藏 縣會議員 同

五〇〇、〇〇 一本本美佐雄 日農中部 同古布

連合會書 庄村

記長

昭和二十四年一月十八日鳥取縣公報第九百七十七号  
登載鳥取縣告示第二十五号鳥取縣治山事業施行規程中左の通り正誤する

0780  
00760

13700

箇所 誤

第二條中 昭和二十三年度 昭和二十三年

昭和二十四年一月十八日附鳥取縣公報第九百七十七号  
登載鳥取縣告示第二十六号鳥取縣保安林強化事業規程中  
左の通り正誤する

箇所 誤 正

第一條中 昭和二十三年度 昭和二十三年

第三條第一項中 水源池養保安林 水源涵養保安林

第六條第二項中 土砂止上必要な箇所 土砂止上必要な箇所

第六條第六項中 必要箇所 必要箇所

第十四條中 保安林においては 保安林にあつては

昭和二十三年十一月三十日鳥取縣告示第六百三十三号勞務加配主要食糧購入通帳の裏面に押捺する配給打印に関する

件左の通り正誤する

正 誤

巾 六ミリメートル 八ミリメートル

長 一、三センチメートル 一センチメートル

昭和二十三年十二月二十四日鳥取縣告示第六百六十号中  
左記の通り正誤する。

頁 段 行目 正 誤

三 上 三 ……精麦…… 米麦……

昭和二十三年十二月二十四日鳥取縣規則第九十七号中左記の通り正誤する。

(一) 記

頁 段 行目 正 誤

一 下 五 遅滞なくその旨を 遅滞なく知事に……

知事宛

二頁上段八行目と九行目の間に次の事項を加へる

